

役員報酬規則

社会福祉法人 佐用福社会

改正 平成2年3月31日 第2, 3条
" 平成4年3月10日 名称変更
" 平成4年3月16日第1条、3条4条
" 平成9年5月26日第3条
" 平成28年3月29日第3条
" 平成28年12月15日

施行 平成元年4月1日
" 平成4年4月1日
" 平成4年4月1日
" 平成9年9月1日
" 平成28年4月1日
" 平成29年1月1日

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 佐用福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事及び監事を言う。

2. 報酬は、法人と委任関係にある役員の対価として支払われるものである。

(役員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が役員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えた場合には、その実費とする。

(役員の実務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が役員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日に合わせて監事の業務を行った場合であっても、同条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 監事が役員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務の為の出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は実費を支給する。

3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規則を適用しない。

(改正)

第8条 本規則の改正は、理事会の同意と評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規則は昭和61年4月1日から実施する。

別表 1 役員会の出席報酬等(日額)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事長	8,000円	1,000円
理 事	5,000円	1,000円
監 事	5,000円	1,000円

別表 2 役員の業務報酬等(日額)

名 称	報 酬額	実費弁償費
理事長	8,000円	1,000円
理 事	5,000円	1,000円
監 事	5,000円	1,000円
監事指導監査等報酬	8,000円	1,000円

別表 3 出張旅費(日額)

報 酬 額	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費